

## 軍縮と市民社会

本報告では、世界大戦後の軍縮に市民社会が果たした役割を俯瞰しつつ、冷戦後に成立した条約と市民社会の関りについて人道的側面から検討を加える。特に、市民社会及び中堅国家が牽引した「人道的アプローチ」の特長と課題をまとめる。

### 1. 冷戦期における軍縮と市民社会

#### 1-1 原爆投下に対する反応

- (1) 核軍拡時代到来を防ぐ方策の模索: R.オッペンハイマーや「科学者連盟(FAS)」による国際管理構想
- (2) 市民組織の支持: 農業・労働・女性団体などによる「核情報に関する全国委員会」と草の根レベルの反核運動

#### 1-2 核実験への抵抗運動

- (1) 米国の水爆実験による放射能への危機意識の覚醒
- (2) 世界的反核運動の盛り上がり: 「世界教会評議会」「世界政府を目指す議会議人協会」「平和と自由のための国際女性連合」による活動の活性化
- (3) 「真っ当な核政策のための委員会」「核軍縮委員会」「バグウォッシュ会議」「原水爆禁止日本協議会」等の結成
- (4) B.ラッセル・A.アインシュタインによる宣言: 水爆時代への憂慮の表明
- (5) PTBTの成立と市民社会の関心の低下

#### 1-3 ベトナム戦争の影響

- (1) NPTの成立、SALT I、ABM条約の調印
- (2) 反戦運動への関心の移行と反核運動の規模縮小

#### 1-4 米ソ対立激化への危機感

- (1) レーガン政権の成立と危機意識の高揚: 1981年の世論調査では米国民の76%が核戦争の可能性を意識
- (2) INF配備: 欧州における配備反対運動の高まり(「グレナムコモン女性平和キャンプ」、数十万人規模の街頭デモ、「核兵器防止のための国際医師の会」「憂慮する科学者」の創設)
- (3) チェルノブイリ原発事故: 核戦争の疑似体験

### 2. 冷戦後の軍縮と市民社会

#### 2-1 世界法廷プロジェクト

- (1) 草の根 NGO 及び世界的 NGO ネットワークが、核兵器の使用について国際司法裁判所(ICJ)に判断を求めた運動
- (2) 国際刑事裁判所(ICC)の設置規定交渉への影響: 戦争犯罪の定義に核兵器使用を含めるか否か

#### 2-2 対人地雷禁止条約

- (1) 地雷禁止国際キャンペーン(ICBL)と中堅国の協働(1997年成立、1999年発効、締約国数164か国)
- (2) 特長: 犠牲者支援と国際協力を条約に明記

#### 2-3 クラスター爆弾禁止条約

- (1) クラスター兵器連合(CMC)と中堅国の協働(2008年成立、2010年発効、締約国数106か国)
- (2) 特長: 犠牲者の定義や国際協力の具体的責任を明記

#### 2-4 核兵器禁止条約

- (1) 核兵器禁止キャンペーン(ICAN)と中堅国家の協働(2017年成立、未発効)
- (2) 特長: 地雷やクラスター条約の規範条約アプローチの応用

### 3. 人道的アプローチによる軍縮

#### 3-1 国境を超えた市民社会の連携促進

- (1) 民主化の促進: 市民社会の拡大
- (2) 情報技術の革新と拡散: 運動コストの低下

#### 3-2 軍縮における人道的アプローチの導入と拡散

- (1) 軍縮⇒「目的」から「手段」へ
- (2) 脱イデオロギー: 普遍的価値の追求による軍縮の「民主化」⇒多様なアクターの参画と協働
- (3) 停滞する多国間交渉の打開: eg. 特定通常兵器使用禁止制限条約 (CCW) や軍縮会議 (CD) ⇒新たな場の創設と具体的成果の要求
- (4) 経験の蓄積と人的ネットワークの構築: 手法やキャンペーンの共通点、人間関係の構築

### 4. 人道的アプローチによる軍縮の課題

#### 4-1 軍縮条約

- (1) 発効と普遍化: 特に大国への働きかけ (eg. 朝鮮半島情勢の変化と南北米中ロの加盟); 中東及びアジア地域の規範順守
- (2) 履行: 監視の強化、未締約国へのアクセスの限界
- (3) 新たなアジェンダセッティングと方法論の開発・遂行: ESG や SDGs への影響

#### 4-2 市民社会

- (1) 市民社会スペースの縮小: 結社や表現の自由、平和行動への弾圧; 検閲や報道規制、人権擁護派への弾圧等
- (2) 財源の縮小: 拡大する社会・経済問題への民間資金の要請⇒軍縮、取分けアドボカシー活動への影響
- (3) 水平的広がりから垂直的広がり: 西側先進国集中⇒途上国へ; 一部のエリート⇒あらゆる層への浸透へ